

条 例

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十六号

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例（昭和五十六年埼玉県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改め、「過疎地域（）」の下に「同法第三条第一項若しくは第二項又は第四十四条第四項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。